

第IV章 計画実現のための主要施策

交流ネットワーク構想により、多極分散型国土を形成するに当たっては、以下の諸点が重要となる。

人間活動の舞台である国土を安全でうるおいのあるものとして整備することが前提である。特に、21世紀の高齢化社会での活力低下が危ぐされている中で、国土利用の高度化に対応した安全性を確保しつつ、我が国特有の風土をはぐくんできた四季折々に変化する緑や水に恵まれた国土を次世紀に適切に引き継ぐため、おう盛な活力を有している計画期間中に適切な対応を図ることが重要である。このため、管理水準の低下をみている森林についての保全や多面的利用及び河川、湖沼、海岸等の管理、保全やこれらと人とのふれあい、海洋・沿岸域の利用と保全、自然環境や歴史的環境等の保全、大規模地震対策などを計画的に進める必要がある。

また、国土を構成する各々の地域が個性豊かに活性化し、国土に特色ある多くの極が成立する必要がある。このため、定住構想の展開により培われる地域の主体性を生かしつつ、都市と農山漁村との広域的交流や世界規模での交流など新しい視点からの地域づくりを進めるとともに、地域の個性の強化や快適な居住環境の形成のための都市、農山漁村の整備等を推進する必要がある。

産業構造の変化の中で、地域の活性化を進めるためには、第一次から第三次の各産業の融業化の進展を踏まえ、農林水産業、工業に加えて、1.5次産業や研究開発機能、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業の振興が重要である。また、長寿化、ソフト化等経済社会の変化の下で、教育、文化、福祉、余暇等のニーズへの対応が求められており、充実した生活の基盤の整備とともに、観光レクリエーション産業の振興等地域活性化のための新たな施策を展開する必要がある。

国土の主軸の形成が進む中で、主軸に沿った地域の活性化が進んでいる。この主軸の効果を全国土に波及させる交通ネットワークを形成し、これを基盤とした交流の活発化により、多極分散型国土の形成を促すことが重要である。この場合、ブロック内、ブロック間の連結の強化及び地域の国際交通機能の強化が課題であり、各交通機関の特性を生かして、総合的、計画的に基盤整備を進める必要がある。ま

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

た、高度情報化の進展の中で、情報・通信ネットワークの整備も重要な課題となっている。

以上のような観点から、計画実現のための主要施策として、①安全でうるおいのある国土の形成、②活力に満ちた快適な地域づくりの推進、③新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備、④定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備、を掲げることとし、これらを総合的に推進する。

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

(1) 安全で緑と水に恵まれた国土の形成

我が国は、風水害、雪害等を繰り返し被るほか、比較的規模の大きい地震や火山噴火が多発するという条件下にあり、また、山がちで平地の少ない国土の上で、世界にもまれな極めて高密度な経済社会活動を展開している。定住と交流の諸活動を活発化させるためには、人々の活動の舞台であるこうした国土を、安全で緑と水に恵まれた国土として整備していく必要がある。

しかしながら、近年の国土の状況は、都市化の進展等に伴い自然との接触機会が著しく減少しており、人と自然とのかかわりの回復や、良好な生活環境を求める国民のニーズは強い高まりをみせている。緑や水などの豊かな環境は、長年にわたる人間と自然の営みの所産であり、人間の諸活動と自然の営みとの安定的な関係を再構築しつつ、今後これらストックの保全、充実を図り、清浄な大気や静穏な環境をはじめ、緑と水に恵まれた国土を積極的に形成していくことが課題である。

また、近年、洪水等の広域的な災害に加えて、土砂災害等の局部的、突発的な災害が目立つようになっており、着実な整備が進められているものの、国土保全施設整備の相対的な立ち遅れや森林の管理水準の低下等による国土の潜在的危険性の増大が危ぐされている。一方、都市化、情報化の進展など社会経済環境の変化に伴って災害の態様は著しく複雑、多様化するに至っており、特に大都市圏においては、大規模地震等による広範かつ多面的な被害の発生が懸念されている。そのため、国土保全施設の整備や多様な変化に適切に対処した防災対策と計画的土地利用を進め、安全な国土の形成を図ることが課題である。

(2) 森林と国土管理

1) 国民的資産としての森林

森林は、国土の7割を占め、その骨格を形成するとともに、木材生産のほか、土、水等との密接なかかわりを通じて国土管理という面で重要な役割を果たしている。また、四季を通じた美しい自然の大きな要素である。日本人は、長い歴史の中で、林業など森林への働きかけを基礎とした共生関係の下で森林を管理し、木造建築から絵画、文学に至る我が国独自の生活・文化をはぐくむなど、森林や木を国民生活の基盤としてきた。

しかし、急速な近代化、都市化は、人と森林のかかわりを生活・生産の様々の局面で希薄化させた。森林は、たゆみない林業生産活動によって守り育てられてきたが、近年、林業は厳しい状況にあり、山村の過疎化とあいまって森林の管理水準を低下させ、国土の潜在的危険性の増大を危くさせている。また、森林に対する要請の多様化や都市化の進展に伴い、人々は野生的自然としての森林への渴望を強めている。

我が国の森林は、現下の困難な状況を克服すれば、その蓄積を増やし続けることができる過渡期にあり、その克服に取り組むことによって我が国は、国際的にも有数の森林国として存続し得る。

今後は、国内森林ストックを再評価しつつ、長期的視点に立って、森林の有する国土・自然環境の保全や文化・教育的機能等の多面的機能を再認識し、森林を国民的資産としてとらえ直すなど、森林の重要性についての理解を深める必要がある。このため、森林の適正な利用と保全を図りつつ、森林とのふれあいを確保するための施策等を実施し、森林所有者のみならず国民全体で森林を守り育てるという意識を醸成することが肝要である。

2) 森林管理の基本的方向

森林の適正な管理は、林業、山村の活性化方策等を通じた森林所有者の行う自主的管理によるところが大きい。これに加えて、法的規制の適正な運用、分収育林等民間資本の適切な導入など多岐にわたる取組みが必要である。また、森林の役割に対する国民的要請は、国土保全、文化・教育的効用をはじめ野生生物の生息地としてなど、ますます高度化、多様化しており、森林形態に応じた利用と保全の適切

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

な調整を推進する必要がある。

このため、総合的かつ長期的な視点に立って、各種法制度等の適正な推進を図りつつ、地域条件を勘案し、その役割と利用目的に合致した森林を形成する。

(森林タイプ別基本的方向)

我が国の森林は、その自然的・歴史的特質や社会的要請の違いから、様々なタイプの森林が存在する。その代表的なタイプごとの基本的方向は次のとおりである。

脊りょう山地など国土の骨格を形成する奥山天然林は、日本の景観の重要な構成要素であるとともに、古くは山岳信仰など精神文化の対象となった森林である。奥山天然林は、自然環境や国土の保全の観点等から保全を基本とした取扱いと、自然力を生かした計画的な木材生産活動の推進等の森林利用が要請されるが、その地域条件に応じ総合的な調整に十分留意する。このうち、特に自然性の高い森林等保全を旨として管理すべきものについては、自然環境保全制度、保安林制度等各種方策の推進などにより、貴重な国民的資産として適正な保全を図る。

人工林は、戦後復興期と高度経済成長期の積極的な造林活動によって1,000万haに達し、成長の最盛期を迎えているが、その過半は間伐対象期にある。したがって、良好な人工林ストックの確保と森林の管理水準の低下を防ぐため、林業生産基盤、林業生産体制の整備等を通じ、間伐を計画的に推進する。また、木材生産及び国土保全の観点等から地域特性に応じて、伐採年齢の多様化、長期化を図りつつ単層林を整備することに加え、複層林の造成等多様な森林への誘導を図るなど適正な管理を推進する。

里山林は、農山漁村集落周辺にあり、かつては薪炭生産など人と深いかかわりを有していた森林であり、多様な樹種で構成されている。里山林については、児童生徒の学習の場や山村における都市との交流拠点など多様な要請があり、自然環境や国土の保全に留意しつつ、森林の総合的利用を図る。このため、広葉樹の価値を再評価しつつ、自然力を生かした更新と保育作業による育成天然林施業等により、利用目的に応じた多様な森林を整備する。

都市近郊林など都市に近い森林は、生活環境の保全や教育的観点などから保全を基本としつつ育成、整備する。また、身近な緑とのふれあいの拠点を創出するため、地域住民の参加による森林管理方式等によって、森林づくりを推進する。

3) 国民参加の森林づくり

森林の適正な管理を通じて、国土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るとともに、森林・木と人との共生関係を確立するため、森林は国民の共通の財産であるとの視点に立ち、国民参加の森林づくりを進める必要がある。このための基本的施策として、以下の施策を展開する。

第一に、国民生活に木の文化を普及させるとともに、山村の活性化を図る。また、森林所有者による森林管理の適正を期するため、林業の振興を図るほか、森林資源を最大限に生かした、いわば森林産業の振興を図る必要がある。

このため、特に、山村に家具材等伝統技術も生かした森林商品等の加工を行う場を形成することなどにより、地域の活性化と木製品の普及を図る。また、これら木材加工施設、ログハウス等木材を活用した施設、分収育林制度等を活用して整備された良好な森林などを一定地域に配置することにより、森林空間を高度に利用するとともに森林資源を総合的に活用し、森林産業の振興を図る。

第二に、林業・山村の活力再生の力とするための、都市からの資金導入やボランティアな協力のしくみを拡充する。また、森林とのふれあいを進めるため、児童生徒の学習の場やマルチハビテーションの場などとして、森林の文化・教育的な利用を進める。

このため、都市住民と森林所有者による分収育林の推進、都市が山村に森林を所有する都市有林の形成など、都市住民等の参加による森林づくりを進める。里山林等を、国民が日常通年型の林業体験やレクリエーション的利用を行う交流空間として、また、都市の児童生徒が山村で野生的自然の体験を行う教育空間として整備する。小規模な森林を地域のシンボルとして創出、整備し、身近に緑とふれあえる空間とする。

また、国民と歴史的時間を共有する悠久の象徴である巨木のうち学術上・文化上・教育上価値の高いものについては、子孫に引き継ぐべきストックとして適切な保全、整備を図る。

第三に、森林を守り育てようという国民意識の高揚を図り、森林管理への国民参加を進めるための試みを国民運動的に展開し、国民一人ひとりへ呼びかけを行う。

以上を円滑に行うため、森林の諸機能を高度に発揮し得る施策を計画的に推進す

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

る。また、森林に関する国民的な運動を広範に展開するとともに、森林の管理水準を向上させるため、国民、企業等の任意、自主的な拠出による森林基金の設置を進める。

(3) 水系の総合的管理と水資源の開発・保全

1) 水系の総合的管理

(人と水とのかかわりの再構築)

水は、自然の循環経路を通じて、動植物や人間の諸活動を支えながら、流域を形成しつつ国土を構成しており、日本独特の風土と生活文化をはぐくんできた。しかし、人口の都市集中と土地利用の高度化により自然系としての水循環経路の機能低下、水面空間の減少、人と水とのかかわりの希薄化などが進行した。このため、流域の自然的・社会的特性を踏まえつつ、国民の生活文化に水を溶け込ませ、人と水とのかかわりを再構築するとともに、利用と保全が調和するよう水系の総合的な管理を行い、安定した安全な国土を確保する必要がある。

(分散貯留による流域の安定性の確保)

多くの人口、資産を有する氾濫区域に洪水による被害が集中する危険性を減少させるため、流域に分散して水を貯留させながら、積極的に流域の安定を確保する。このため、保水・遊水区域等の土地条件を踏まえて、土地利用の適正な誘導を図り、森林、水田、ため池、遊水地等の保全に努める。また、多目的遊水地、ダム等による貯留方式を活用して、治山、治水施設等国土保全施設の整備を推進する。特に、都市においては、防災調整池等を設置するとともに、公共公益施設、住宅等様々な空間に雨水を貯留、浸透させる機能を付加する施策を推進する。

(水と緑のネットワークの形成)

流域への水の分散を図りつつ、人と水とのかかわりの再構築を目指す。都市においては、水面空間・水辺空間の有する、オープンスペースの確保、自然とのふれあい空間の創出、非常時用水の確保等の多様な機能を復活・確保するため、これらの空間を緑とあわせて配置し、水辺を生かしたまちづくりを進める水と緑のマスタープランを策定する。この計画に基づき、既存の河川・湖沼等の水辺空間の活用、池

や湖、水路の創出・活用等により、水面・水辺と公園・緑地を連携させた、水と緑のネットワークの形成を図る。また、これを関係各機関、団体等が一体となって推進するための組織づくり、これらを支援するため国民、各種団体等の任意、自主的な拠出による基金の設置を進める。

その際、地域の位置する流域の特性や、都市と河川とのかかわりの特性に応じて、個性ある水空間を素材として活用する。大都市内を貫流する大河川においては、水上バス等の水上交通や、水辺の利用のため河岸の緩傾斜化等の整備を行う。大都市周辺の水田地帯の市街地化に対応して、遊水地としての機能を持つ湖を創出し、これを取り込んだまちづくりを進める。

また、城下町や水郷として堀や水路が豊富な都市については、歴史を生かした水辺づくりを進める。河川とのかかわりが少ない丘陵地、台地上の都市では、河川からの導水、天水の貯留利用、下水処理水の再生利用により、まちのシンボルとして人工的な水面、水流を配置する。水田地帯の中小都市については、中小河川や水路を子供の自然体験空間としても保全・整備する。

さらに、水と緑のネットワークと連携できる山間地域の水量と水質に恵まれた野生的な河川においては、カヌー下り、釣り等の自然体験型のスポーツに活用する。

(水系を通じた陸水環境の改善)

国土利用の高度化に伴う陸水環境の悪化に対応するため、瀬や淵とともに多様な陸水生態系の保全に努めつつ、水循環経路の部分を形成する河川や水路の多様な機能を維持・増進する水量の確保、水質の改善を図る。

地下水過剰採取により、地盤沈下、地下水の塩水化等の地下水障害が生じている地域については、地下水が国土を形成する重要な構成要素であることを認識し、適正な採取となるよう規制や代替水源確保等について総合的に検討し計画的な対応を図る。また、地下水位の低下している都市においては、清流やわき水の復活を図る点からも、地下水利用の適正化と雨水地下浸透によるかん養等を進める。

さらに、排水規制や下水道整備等とあわせて、水路、河川、湖沼、ダム等を通じた流域ぐるみの総合的取組みにより、水質の改善を図る。

(流域内交流を通じた水系管理)

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

水を介した上下流の地域間交流、人と水との交流を深めるため、流域の住民の主体的参加の下に、各種の交流事業を進める。

上流の農山村と下流の都市の地域間で、流域住民間の交流を進めるため、自然体験教育、特産品交流、イベント等の上下流交流事業を推進する。また、気象、洪水等のリアルタイム情報、氾濫予想図等土地条件情報等を流域の住民等に提供し人と水との交流を深めるため、情報提供事業を進める。これらに加え、流域の水に関する総合的な調整、管理等を進めるため、流域協議会等の体制整備を行うことにより、水系の総合的管理を円滑に推進する。

2) 水資源の開発・保全

(水の安定供給体制の整備)

水資源は、人々の生活や経済社会活動を支える貴重な資源であり、その開発・保全により、安定して水を利用することができる社会を形成する必要がある。昭和75年の水需要は、給水人口の増加、生活水準の向上、生産活動の拡大及び水田・畑地

図表Ⅳ－1 水需要の見通し

(単位：億m³/年)

ブロック	水 需 要		昭和59～75年の 水需要増加量
	昭和58年	昭和75年	
北海道	62	75 程度	13 程度
東北	196	225	29
関東	161	196	35
中部	155	183	28
北陸	46	53	7
近畿	95	113	18
中国	77	90	13
四国	39	47	8
九州・沖縄	105	127	22
全 国	892	1,056	164

(注) 1. ブロック区分は図表Ⅲ－1に同じ。

2. 水需要は、生活用水、工業用水、農業用水の合計である(取水量ベース)。

かんがいの進展などにより、58年の892億 m^3 /年から1,056億 m^3 /年程度に増加する(図表IV-1)。

このような水需要の増加に対応するとともに、河川水が豊富なときのみ取水できる不安定取水や地盤沈下、地下水の塩水化等の地下水障害を伴う地下水採取を早急に解消するため、流域や、流域を中心として水需給に関し歴史的、社会的あるいは経済的に連帯関係にある地域を基礎に、長期的視点に立って水資源の開発を計画的、先行的に進めるとともに、水資源の有効利用を進める。このため、ダム等の建設や湖沼の開発、ビル、産業等の排水及び下水処理水の再生利用、水利用の合理化等を進める。以上を前提として、おおむねすべての地域で従来の計画基準に基づく水需給のバランスがとれることを当面の目標とする。特に三大都市圏をはじめ瀬戸内海沿岸、九州北部、沖縄等水需給がひっ迫している地域を中心に、水源地域対策を講じつつ、積極的に水資源の開発を進める。また、離島・半島等で地形条件等により通常の水資源開発が困難な地域においては、海水淡水化、他地域からの導水、地下ダム等により、水の安定供給の確保を図る。

豪雪地帯においては、冬期の交通・生活空間の確保等克雪のため、既存施設等の利活用等を含め、消・流雪用水の確保を図る。また、都市を中心として、豊かな水に恵まれた空間の創出や河川浄化等のため、河川水、下水処理水等を活用し、環境用水の確保を図る。

水資源の保全の観点から、排水の規制、下水道等の水質保全施設の整備などを進めるほか、水源地域の森林の整備を推進する。

(渇水に対する水供給の安全度の向上)

生活水準の向上、経済社会の高度化に伴い、国民生活や経済社会活動と水利用のかかわりが深まり、渇水による影響が増大している。また、地域の中には、近年の降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われているものがある。今後の経済社会の高度化等に対応し、渇水に対する適正な安全性を確保するため、渇水対策容量を持ったダムの建設、水源の複数化、節水ルールの確立等各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る。

(4) 海洋・沿岸域の利用と保全

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

世界における200海里体制の定着の中で、海洋資源の開発・利用の重要性が増大しており、また、国民の親水ニーズや沿岸域における地域振興の機運も高まっている。このため、沿岸域において様々な構想が検討され、さらに、この基礎となる海洋利用の領域の拡大を可能とする技術の開発も進んでいる。

一方、人々の憩いの場としての海辺をあるがままの姿としてふれあうことを求める声も強くなっている。

このような状況の下で、貴重な国土資源である海洋・沿岸域を適切に保全しつつ、自然とのふれあい、資源、空間としての多様な役割、豊かさを今日に生かし、かつ、子孫に継承するため、海洋・沿岸域の総合的、計画的な利用を進め、新たな海洋時代にふさわしい沿岸域を形成する。

1) 利用と保全の新たな展開

海洋・沿岸域の利用と保全に当たっては、沿岸域等の特性を踏まえつつ、利用形態別に次のように展開する。

a. 自然としての利用

生きている自然、身近な自然としての海の保全を積極的に推進するとともに、人と海とがふれあう機会を増大させ、親水性の向上を図る。

このため、干潟や自然海浜等の保全、水質の改善に努めるとともに、人工なぎさの造成、海浜公園や緑地の整備等により積極的に海辺の環境や景観の回復、創造を図る。

また、マリーナをはじめ、遊漁施設、海の博物館等の整備を進めるほか、これらを含め、海洋性リゾートを整備する。都市部においては、人々が船や海と親しむ機会を回復するため、工場の移転跡地、護岸・防波堤あるいは利用度の低い水面等のレクリエーションへの活用等を積極的に進める。さらに、多様な主体による海に関するイベントの開催、教育活動等により、国民の海に対する親しみを深める。

b. 資源としての利用

海洋資源の利用可能性の把握に努め、海洋環境の保全を図りつつ、海の自然特性を生かした海洋資源の有効利用を図る。

このため、藻場等良好な漁場環境を保全しつつ、海の資源再生産能力やバイオテクノロジー等の新技術の活用等により、水産資源について適切な管理、計画的な栽培、養殖等を積極的に推進する。

また、潮汐、波力、海水の温度差等の海洋の自然特性を活用し、海洋エネルギーの開発を推進する。海洋鉱物資源については、海底石油、マンガン団塊、コバルト・リッチ・クラスト等の開発を推進するとともに、マンガン団塊等の製錬、工業化に必要な基地について検討を進める。

c. 空間としての利用

海の広大さ、豊かさを生かした新たな利用空間を、環境の保全と海上の安全確保を図りつつ創出する。

このため、物流、業務、研究開発、国際交流、レクリエーション等の機能が複合的に整備され、かつ、自然環境と調和した空間を、臨海部の開発、人工島の構築等により創出する。外海に面した沿岸域等においては、既存利用に配慮しつつ、海洋構造物等の構築により海域を静穏化し、新たな利用空間を創出する。

2) 総合的な利用と保全を推進するための施策

沿岸域の環境の保全と安全の確保を図るとともに、多面的利用可能性を積極的に引き出し、その総合的・広域的な利用により魅力ある地域振興を図るため、地方公共団体が主体となり、地域計画等と整合を図りつつ沿岸域の総合的な利用計画を策定する。国は、基本理念、沿岸域の区分、計画事項等を内容とする計画策定のための指針を明らかにするほか、国の諸事業の活用、民間活力の誘導等により、計画の実現に向けて地方公共団体を支援する。

さらに、海洋・沿岸域の総合利用を促進するため、長期的な観点に立って以下の施策を進める。

第一に、海洋・沿岸域に関する調査研究を充実するとともに、海洋情報の体系的な整備を図る。第二に、海洋に関する技術開発を積極的に推進し、海洋・沿岸域の利用可能性の拡大を図る。第三に、海域の汚染の防止、生態系の維持等の地球レベルでの海洋環境の保全を図る。第四に、海洋における新しい情報・通信等の技術の活用等により、海域利用の安全性の向上を図る。第五に、海洋開発を促進するため

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

の体制、制度の在り方について検討を進める。

(5) 環境の保全

緑や水及びこれらとともに自然の系を構成する大気、長い歴史と風土によりはぐくまれた歴史的環境などは、人間活動と良好な生活環境を支える重要な要素である。

これらの恩恵を将来にわたって持続的に享受できるよう環境の保全を進める。

1) 自然環境の保全

(自然環境の保全とふれあいの増進)

自然環境の保全については、海域、都市から農林業地域、山岳森林地域までを連続した自然の系として認識し、多様な生態系の維持を基調としつつ、優れた自然風景等の自然環境の特性に応じて体系的な保全を図るとともに、これらとのふれあいの増進を図る。

このため、原生林、湿原、絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育地等国土に残された貴重な自然については、自然環境保全制度等により保全地域を設定して開発を抑制するなど、厳正な保護を基調とした保全を図る。これら原生的な自然は、かけがえのない国民共通の資産であることから、管理のためにその負担の公平化を図る。

また、生活環境としての自然環境の保全のため、現存する都市内の樹林、都市近郊林等の保全を図るとともに、樹林の造成など自然的環境の創出を図る。この場合、鳥や昆虫、河川や湖沼の魚など小動物が生息できる、いわば野生的自然を都市に回復して自然環境の質を向上させるなど、自然と人間の共生を図る。

保全された自然と国民とのふれあいを増進するため、国立公園などに含まれる原生的な自然から都市の身近な自然まで、日常生活圏、余暇活動における行動範囲等に応じた必要な場を確保するとともに、自然観察のための施設や歩くための道等を整備する。また、国民の自然への理解を深めるため、自然保護教育を原生的な自然から身近な自然まで自然のレベルに応じて体系的に推進することとし、施設の整備等を図る。

(国民参加のための条件整備)

自然環境は本来国民の共有的資源であり、国民一人ひとりが役割と責任を分担しつつ保全していくことが重要である。このような視点から、保全のためのゾーニングや土地の公有化、自然環境を科学的に把握するための調査研究、環境影響評価等の施策に加え、ナショナルトラストや自然保護教育など、自然利用・管理へのボランティアの参加等を積極的に推進する必要がある、全国的な組織整備など広く国民の参加を図るための条件を整備する。

2) 環境問題への総合的取組み

(公害の防止)

我が国の環境の状況は、大都市圏を中心に改善の進んでいない分野がなお残されており、環境基準の達成等に向けて多角的な取組みを強化する必要がある。このため、公害防止計画の推進等に努めるとともに、発生源対策をはじめとして、環境影響評価の実施による環境汚染の未然防止、下水道等社会資本の整備、土地利用の調整、環境保全技術の開発普及を行う。

大都市圏においては、交通公害、閉鎖性水域・河川等の水質汚濁、近隣騒音等の諸問題及び廃棄物の適正な処理・処分に向けての取組みを強化する。特に、窒素酸化物等の大気汚染問題、自動車騒音等への対応は、今後とも重要な課題であり、総量規制等排出規制の徹底、低減技術の開発、地域冷暖房の推進等の固定・移動発生源対策、物流の合理化及び公共交通機関の利便性の向上等による自動車交通負荷の軽減策、交通の分散及び円滑化対策、道路構造対策、沿道土地利用の誘導策等を総合的、計画的に推進するとともに、生産等の営まれる場と住居とを分離すること等により、都市活動による環境への影響が軽減される都市形成を図る。

閉鎖性水域等の水質汚濁については、大都市圏を後背地にひかえた広域の閉鎖性海域においては総量削減計画等に基づき、湖沼においては湖沼水質保全計画等に基づき、処理能力の増強を含む下水道の重点的整備、発生源対策の徹底、底質の改善等の浄化対策などの総合的、計画的な水質保全対策を推進する。瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全基本計画等に基づき、環境の適正な保全を図る。なお、閉鎖性水域における新たな埋立地造成については、環境に及ぼす影響に十分配慮し、その必要性を慎重に検討するなど水域の特性に応じ適切に対応する。

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

また、今後、地方中枢・中核都市等における人口、都市機能の集積や人流・物流の増大等に伴う交通公害、生活排水による公共用水域の水質汚濁等新たな環境問題の発生防止のため、下水道の整備をはじめ環境保全に配慮した先行的、計画的な市街地の整備等を進める。

(新技術等と環境)

エレクトロニクス、バイオテクノロジー、新素材など先端技術を中心とする技術革新は、化学物質による地下水汚染など環境に対して新たな負荷をもたらす可能性があるため、環境汚染の未然防止の観点から、使用物質等の安全性の評価や汚染状況の把握などに努めるとともに、安全管理の徹底を図る。また、これらの新技術の環境保全分野への積極的活用を図るための研究開発を進める。

(快適環境の形成)

国民の環境への要請の高度化に対応し、清浄な空気、静けさや歴史的雰囲気など良好な環境を維持増進し、都市、農村を通じ快適な生活空間をつくりあげていくことが重要となっている。このため、これらすべての要素を含めて地域ごとに快適性向上のための方向づけを行い、各種施策の総合的、計画的な展開を図る。また、緑地、親水空間等快適性増進のための社会資本整備の推進に加え、廃棄物処理施設、道路等の整備に当たっても、緑地帯の整備や歩行者に配慮したゆとりある道路づくりをするなど、社会資本に快適性の付与を図る。

これらの施策の実施に当たっては、民間事業者の協力や住民の自主的な行動が求められるので、環境教育の普及、活動組織づくり、アメニティ向上の活動助成のための様々な主体の任意、自発的な参加による基金の創設などにより各主体の積極的な活動を進める。

(国際的な環境問題)

国際的に見ると、酸性雨、二酸化炭素濃度の上昇、成層圏オゾン層の減少のおそれ、海洋の汚染、熱帯林や野生生物の減少等地球規模の環境問題が生じている。このため、我が国において環境保全対策を着実に実施するとともに、我が国の技術と経験を生かし、開発途上国等への環境技術協力の強化、国際機関等におけるこれ

ら環境問題に対する国際的な協力プログラムの策定への積極的参加等を通じ、地球環境の保全に向けて国際協力を推進する。さらに、地球上に存在する生物種は人類共通の遺産であるとの観点から、我が国固有種、稀産種等の保全や国際条約による保全地域の指定等を推進する。

3) 歴史的環境の保全

良好な環境を求める国民のニーズの高まりの中で、環境の有する精神的・文化的価値を再評価し、回復することが重要な課題となっている。我が国の長い歴史と風土によりはぐくまれた歴史的環境はこれを象徴する存在であり、国土形成においてその保全と再生に積極的に取り組む必要がある。

歴史的環境は、単に歴史上意義を有する建造物、遺跡等に限らず、周囲の自然的環境や居住環境と一体をなして形成されるものであることにかんがみ、地域としてのまとまりや広がり重視するとともに、生活環境施設の整備と一体として整備を進め、うるおいのある地域環境の形成を図る。また、地域開発の上でも、個性豊かな地域づくりの一環としてこれを活用する。

このため、建造物等の文化財の復元・保存・活用や、これらと一体をなす歴史的風土の保存を積極的に進め、特に、歴史・民俗に関する資料館の充実、遺跡等の歴史公園・野外博物館としての整備を促進する。また、歴史的価値の高い街道、港湾施設の修復・整備、建造物群の保存等を通じた歴史的な街並みの形成を進める。さらに、これらの区域に駐車場等の整備とあわせたゾーンシステムを地域の実情に応じ導入することなどにより、うるおいのある空間の形成を図る。また、学校教育、社会教育を通じ、我が国の有する歴史的環境への理解を深めるとともに、伝統芸能等の保存伝承活動を促進する。

(6) 安全性の確保

都市化、情報化の進展など経済社会環境の変化に伴って、災害の態様は著しく複雑、多様化するに至っている。各地域における定住と交流の基本的な前提である安全な国土の形成を図る上で、この変化に対応した防災対策を総合的に推進することが重要である。

このため、災害から国土を保全し、国民の安全を守ることを基本的課題とし、国

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

土保全の推進、安全な地域づくりと土地利用、大規模地震等広域的な災害への対応、火山災害への対応、高度情報化に伴う安全対策の強化、交流の拡大に伴う安全性の確保などに重点を置いて災害対策を推進する。また、防災技術の研究を一層推進する。なお、防災技術の国際交流を深めるとともに、国際緊急援助体制の充実を図る。

1) 国土保全の推進

現在、国土保全施設の整備水準はなお低く、国土保全に対する国民の要望も最近特に高まってきていることから、計画的、先行的に国土保全施設の整備を図ることが重要である。

(流域の開発に対応した水災害への安全性の確保)

流域の開発によって、洪水流出量や流出土砂量が増大する一方、洪水氾濫原等危険区域内の土地利用の高度化が進んでいる。このため、治水事業については、大河川は戦後最大洪水に対応できるよう、また中小河川は、時間50mm降雨強度に対応できるよう整備することを当面の目標とし、整備を推進する。このうち、大河川と都市中小河川については、その概成を目指す。大河川や都市河川のうち、重要河川については、河川ごとの流域特性に応じて必要となる安全度の確保に向けた整備を推進する。治山事業については、地区の重要度に応じて戦後最大日雨量等に対応した整備を図る。自然災害による死者の発生原因の多くの割合を占める土石流・がけ崩れ・地すべり等の土砂災害等の対応については、重点的に整備を推進する。

流域の開発が急速に進み、保水・遊水機能の減少が予想される流域においては、総合的な治水対策を推進し、森林、水田等の保全、調整池の設置等、貯留・浸透機能の維持・確保を図る。都市における下水道整備については、総合治水の観点から、貯留機能等の確保についても、その方策を検討しつつ推進する。また、著しく密集した市街地では、地下空間も河川として利用する。

山地においては、治山施設整備と一体となった保安林整備を進める。また、山地の住民や観光客の安全確保、下流への適正な土砂供給、自然・生活環境の保全等を総合的に勘案して治山対策、砂防対策を進める。

豪雪地帯については、山沿いの集落等を雪崩災害から保護するため、既存事業の

活用を図るとともに、危険区域の設定手法や効果的な工法の確立を図るなど、総合的な雪崩災害対策を積極的に推進する。

(まちづくりと一体となった厚みのある安全性の確保)

沖積平野等の低平地や山間・山麓に多くの居住地が立地する我が国の国土の特性、土地利用の状況を踏まえ、自然災害に対し厚みのある安全対策を総合的に講ずる。

このため、甚大な被害の予想される地域を守る重要区間の堤防については、越水・浸透・地震に対して安全性を高めるため、親水性の高い多目的な都市空間を確保しつつ、幅の広い高規格堤防化を進める。また、公園や住宅等の利用とあわせた多目的な遊水地、放水路の整備を推進する。

さらに、河川空間だけでは対応しきれない異常洪水による被害を最小に抑えるため、越水や破堤に備えて低利用地の有効利用等に際し従前の貯留機能の維持を図るとともに、重要地域を守る二線堤の保全や多目的化によるその機能の強化・拡充を図る。低平地や山沿いの小規模な市街地においては、浸水に対処するための建築物の高床化や居住地の地盤のかさ上げなどを図る。

(安全な海岸空間の形成)

我が国の海岸線約3.4万kmのうち、既に約1.6万kmに及んでいる海岸保全施設が必要な海岸について、戦後最大規模の高潮、波浪等に対応した海岸保全施設の整備を推進する。特に重要な海岸については、海岸特性に応じ、戦後最大規模の高潮、波浪を超えて必要となる安全度の確保に向けた整備を図る。また、三陸、東海、南海道等において既往最大規模の津波を想定した防護を進める。さらに、海岸侵食に対して適切な対策を進める。

その際、海岸保全施設が設置されておらず、災害あるいは海岸侵食に対して無防備な状態にある約0.7万kmの海岸線については、その整備を急ぐ。また、既に施設が設置されている海岸についても、老朽化等により機能の低下を来しているものの改善を進める。

これらの整備を進めるに当たっては、良好な海岸環境を求める人々のニーズに応じて、階段式護岸や遊歩道、魚釣り場の機能も備えた護岸など、多面的機能を有す